

令和元年10月1日から 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費(主食費、副食費)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園などの預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、池田町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。申請がお済みでない方は、通われている幼稚園にご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

